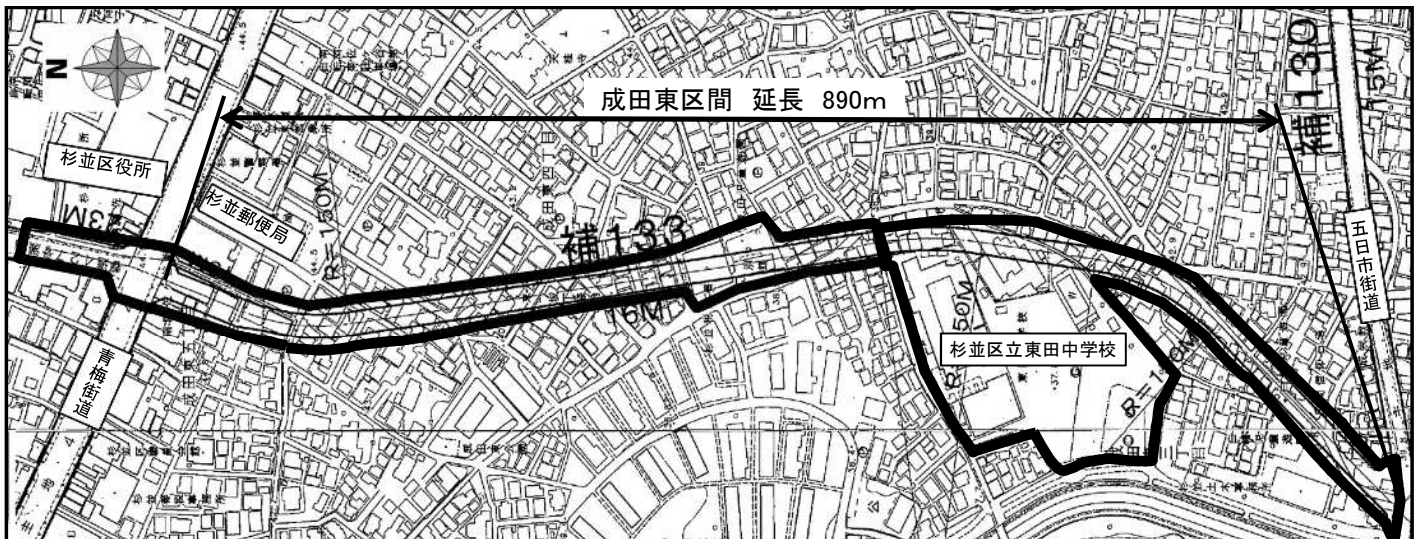


東京都第三建設事務所は、東京都市計画道路補助線街路第 133 号線のうち五日市街道から青梅街道まで延長 890mの区間（以下、「成田東」といいます。）の事業着手へ向け準備を進めており、「成田東だより」をお配りして道路整備事業に関する情報をお知らせしております。

1 用地測量の着手について

新型コロナウイルス感染症の状況を考慮し用地測量の屋外での作業を見合わせておりましたが、感染症対策に十分留意しつつ今月より屋外での作業に着手します。このため、今回の「成田東だより Vol.5」では、改めて用地測量の概要をお知らせします。引き続き本事業へのご理解、用地測量へのご協力をよろしくお願いいたします。

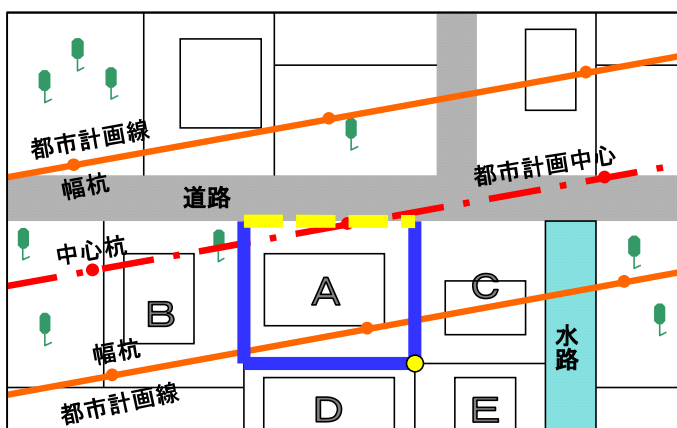
用地測量では、都市計画線にかかる土地とそこに隣接する土地との境界を確認（以下、「境界立会」といいます。）し、取得する土地の面積を確定します。用地測量の実施範囲を下図に示します。



 用地測量の範囲

都市計画線にかかる土地をお持ちの方々、その隣接地をお持ちで境界立会にご協力いただく方々へ、「用地測量のお知らせ」を後日お届けします。

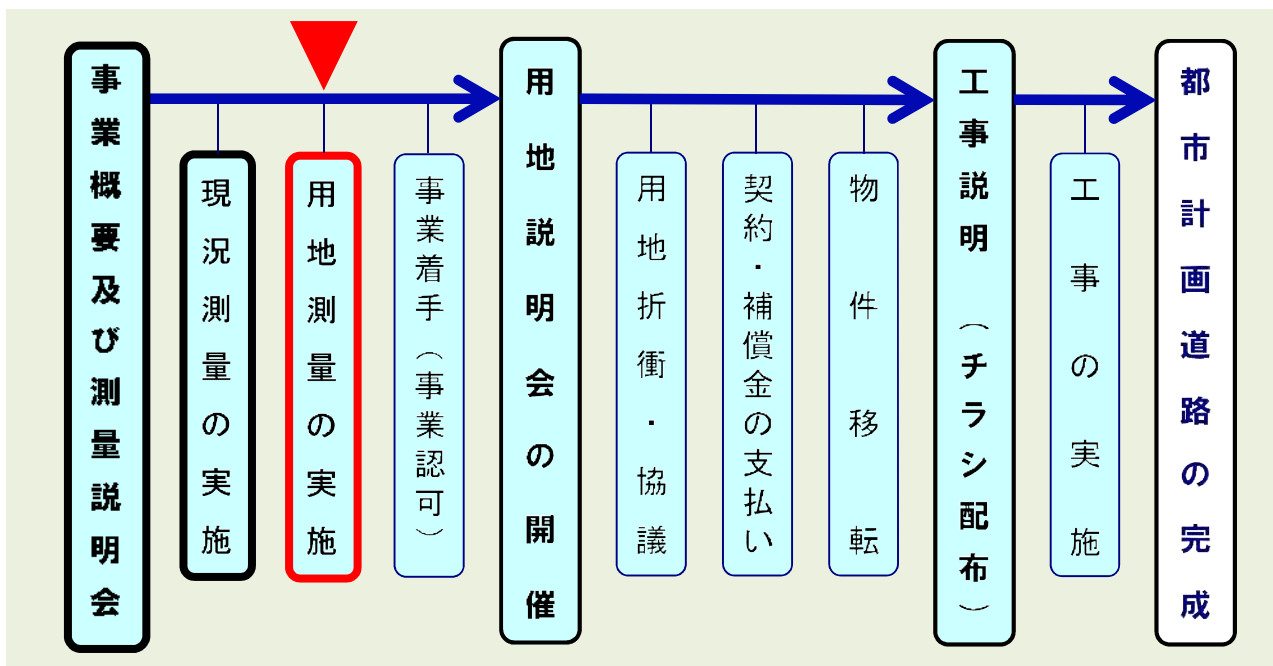
次に「用地測量のお知らせ」の届いた皆さまへお願いする「境界立会」についてご説明します。都市計画線にかかる土地をお持ちのAさんの土地の境界を確定するには、



- 隣接するBさん、Cさん、Dさん、Eさんと立会をしてAさんとの境界（青太線）を確認します。Dさん、Eさんの土地は都市計画線にかかっていませんが、隣接地として立会をお願いします。
- Aさんには前面の道路との境界（黄点線）の立会もお願いします。

2 事業の進め方

今後、約1年をかけて用地測量の屋外での作業を実施します。



- ◆ 事業概要及び測量説明会；令和元年 11 月 14 日及び 16 日開催
- ◆ 現況測量；令和元年 12 月に着手し令和 2 年 12 月に終了
- ◆ 用地測量；令和 3 年 10 月より屋外での作業に着手する予定

- ◆ 事業着手；事業の認可を得て着手
- ◆ 用地説明会；事業認可を得て用地取得の対象となる皆さまへ具体的な補償等を説明
- ◆ 用地折衝～物件移転；個別折衝を経て双方合意後に契約締結、家屋等の物件を移転
- ◆ 工事説明；工事を始める前に工事場所の近隣へチラシ等を配布してお知らせ

令和 3 年度
登録 5 号

■ 事業計画や測量に関する問合せ

東京都第三建設事務所 工事第一課 渉外担当 03-3387-2102
測量担当 03-3387-5362

■ 用地取得や公共補償に関する問合せ

東京都第三建設事務所 用地課 調整担当 03-3387-5135

住 所 〒164-0001 中野区中野 4-8-1 中野区総合庁舎 2 階

URL <http://www.kensetsu.metro.tokyo.jp/jimusho/sanken/index.htm>



R70
古紙・パルプ配合率 70% 再生紙を使用

再生紙を使用しております。